

# ミリオン化学株式会社 製品含有化学物質管理基準

制定日 2021.04.16

改訂日 2024.10.01

[改訂3]

ミリオン化学株式会社  
技術本部 技術管理Gr発行

## 目次

◆ 化学物質管理の必要性	P.2
◆ 用語の定義	P.2
1. 禁止化学物質	P.4
1.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(化審法) 第一種特定化学物質	P.4
1.2 労働安全衛生法(安衛法) 製造禁止されている有害物	P.6
1.3 毒物及び劇物取締法(毒劇法) 特定毒物	P.7
2. 削減化学物質	P.7
2.1 削減化学物質	
3. 管理化学物質	P.8
3.1 chemSHERPA	P.8
3.2 弊社独自管理規制物質	P.9
3.2.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	P.9
3.2.1-1 第二種特定化学物質	
3.2.1-2 監視化学物質	
3.2.1-3 優先評価化学物質	
3.2.2 水質汚濁防止法	P.21
3.2.2-1 有害物質	
3.2.2-2 指定物質	
3.2.2-3 油	
3.2.3 大気汚染防止法 大気汚染防止法 有害物質 特定物質 揮発性有機化合物	P.24
3.2.4 土壌汚染対策法	P.49
3.2.4-1 特定有害物質	
3.2.5 紛争鉱物(コンフリクトミネラル)	P.50
3.2.6 SVHC改訂候補、新規追加物質 変更履歴	P.51 P.52

## ◆ 化学物質管理の必要性

化学物質には多くの優れた機能があるため、産業分野のみならず日常生活の様々な場面で利用されています。化学物質は社会にとって有益なものですが、中には人や環境（動物やオゾン層等）にとって有害なものも存在します。ミリオン化学株式会社（以下「弊社」という）は化学製品の製造、販売の総合メーカーとして会社の責任を認識し、化学物質管理に取り組んでまいりました。

今般、弊社としての基本管理方針を定め、合わせて製品含有化学物質管理基準も制定しました。管理基準は日本国内及び海外各国での化学物質管理規制及び化学物質の危険有害性に関する科学的知見に基づき弊社としての禁止化学物質及び管理物質を選定しています。

## ◆ 用語の定義

### 1) 環境負荷物質

ヒトや環境に対する危険有害性がある物質、またはその懸念のある物質。物質としての危険有害性に係わらず、物質が得られる過程において環境や人権等で懸念が持たれる物質。（すべての物質に物質固有の何らかの危険有害性がありますが、危険有害性が高く管理が必要と判断した物質を本管理基準では選定しています。）

### 2) 意図的含有

物質が、材料等の物性、機能、品質、外観の維持のために使用、含有される場合を意図的含有とします。なお原料や触媒、溶媒等の副原料として使用し最終的に除去できず、あるいは除去せず残留しているものは、弊社では「意図的含有」として管理します。なお原材料等中に含まれるこの定義で意図的含有となる物質も意図的含有とします。

### 3) 非意図的含有

物質が、意図的な使用以外で含有されている場合を非意図的含有とします。

- ・ 不純物として素材、原材料等に含まれ、工業材料として精製過程で技術的に十分な除去を行っても残留する場合。なお現在材料等中に2)の定義で意図的含有となる物質は非意図的含有とはみなしません。
- ・ 製造工程での副生成物で技術的に十分な除去を行っても除去できない場合。なお意図的に低純度の原料を使用したり、通常より低精製度としたために含有される物質は非意図的含有とはみなしません。

### 4) 許容濃度（閾値）

非意図的含有においてその数値未満では禁止や管理対象とみなさない濃度とします。

- ・ 濃度は、「均質と見なされる材料の重量」を母数として計算します。
- ・ 弊社では意図的含有の場合、濃度に係わらず含有とし情報伝達が必要です。
- ・ 非意図的含有の場合でも、含有情報をお持ちの際には情報伝達をお願いします。

### 5) CAS登録番号（CASRN）

化学物質に対して、アメリカ化学会（ACS: American Chemical Society）が定める番号です。化学物質毎に唯一の符号が付与されています。物質固有の識別番号として検索できます。しかし、異性体を含めたCASRN 包括名称のCAS RNもあり、CASRN照合のみでは含有なしの判断ではできません。

## 6) 製品含有

製品や包装材などでの部品、材料に含有するすべての場合を指します。例えば、次のような状態を指します。

- 対象物質が意図的に使用された状態。
- 不純物として含有される状態。
- 製造工程で使用され最終製品あるいは部品、材料に対象物質が残留又は付着した状態。  
(例えば、製品の製造工程で、製品に直接触れる金型、治工具、機械設備から製品が汚染される可能性がある場合は、製品と触れる部品は禁止化学物質の含有禁止対象として考えなければなりません。)

## 7) 不純物

不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、又は反応の過程で生じた技術的に除去できない物質のこととします。

## 8) chemSHERPA

chemSHERPAとは、(化学品)製品の含有化学物質情報伝達の標準ツールとして広く用いられているJAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)から発表されているchemSHERPAのこととします。

## 1. 禁止化学物質

法律により日本国内での流通が原則禁止されている以下の物質を弊社禁止化学物質とします。

禁止化学物質を含有する製品は弊社にはありません。

また禁止化学物質を含有する原材料や副資材等の弊社への納入は禁止します。

### 1.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

(施行日：令和六年六月一日(令和五年政令第三百四十三号)改正)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一	ポリ塩化ビフェニル
二	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)
三	ヘキサクロロベンゼン
四	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン)
五	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名ディルドリン)
六	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名エンドリン)
七	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名DDT)
八	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル)
九	ビス(トリブチルスズ)ニオキシド
十	N, N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン
十一	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール
十二	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン(別名トキサフェン)
十三	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン(別名マイレックス)
十四	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)
十五	ヘキサクロロブター1, 3-ジエン
十六	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール
十七	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩
十八	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)ニフルオリド(別名PFOSF)
十九	ペンタクロロベンゼン
二十	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 $\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)
二十一	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 $\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)

二十二	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)
二十三	デカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0 (2, 6) . 0 (3, 9) . 0 (4, 8)] デカン-5-オン (別名クロルデコン)
二十四	ヘキサブromoビフェニル
二十五	テトラブromo (フェノキシベンゼン) (別名テトラブromoジフェニルエーテル)
二十六	ペンタブromo (フェノキシベンゼン) (別名ペンタブromoジフェニルエーテル)
二十七	ヘキサブromo (フェノキシベンゼン) (別名ヘキサブromoジフェニルエーテル)
二十八	ヘプタブromo (フェノキシベンゼン) (別名ヘプタブromoジフェニルエーテル)
二十九	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド (別名エンドスルファン又はベンゾエピン)
三十	ヘキサブromoシクロドデカン
三十一	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル
三十二	ポリ塩化直鎖パラフィン (炭素数が10から13までのものであつて、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)
三十三	1, 1'-オキシビス (2, 3, 4, 5, 6-ペンタブromoベンゼン) (別名デカブromoジフェニルエーテル)
三十四	ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA。以下「PFOA」という。) 又はその塩
三十五	ペルフルオロ (ヘキサン-スルホン酸) (別名PFHxS) 若しくはペルフルオロ (アルカンスルホン酸) (構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。) 又はこれらの塩 (以下「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」という。)

## 1.2 労働安全衛生法

施行日：令和四年六月十七日公布（令和四年法律第六十八号による改正）

### 第五十五条

黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当する時は、この限りではない。

### 労働安全衛生法施行令（施行日：令和六年四月一日（令和四年政令第五十一号による改正）

第十六条 法第五十五条の政令で定めるものは、次の通りとする。

一	黄りんマッチ
二	ベンジジン及びその塩
三	4-アミノジフェニル及びその塩
四	石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。） イ；石綿の分析のための試料の用に供される石綿、 ロ；石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿、 ハ；イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿
五	4-ニトロジフェニル及びその塩
六	ビス（クロロメチル）エーテル
七	ベーターナフチルアミン及びその塩
八	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5パーセントを超えるもの
九	第2号、第3号若しくは第5号から第7号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第4号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物。

### 1.3 毒物及び劇物取締法

(施行日：令和六年四月一日(令和五年法律第三十六号による改正))

第二条 3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であって、別表第三に掲げるものをいう。

別表 第三

一	オクタメチルピロホスホルアミド
二	四アルキル鉛
三	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
四	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
五	ジメチルー(ジエチルアミド---クロルクロトニル)ーホスフェイト
六	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
七	テトラエチルピロホスフェイト
八	モノフルオール酢酸
九	モノフルオール酢酸アミド
十	前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であって政令で定めるもの

### 毒物及び劇物取締法指定令

施行日：(令和六年六月一日(令和六年政令第百九十六号による改正))

第三条 法別表第三第十号の規定に基づき、次に掲げる毒物を特定毒物に指定する。

一	オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
二	四アルキル鉛を含有する製剤
三	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
四	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤
五	ジメチルー(ジエチルアミド---クロルクロトニル)ーホスフェイトを含有する製剤
六	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
七	テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤
八	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
九	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
十	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

## 2. 削減化学物質

### 2.1 削減化学物質

一	ノニルフェノール及びその骨格を有する物質
二	PFAS(ペル/ポリフルオロアルキル化合物) ※

\*少なくとも1つの完全にフッ素化されたメチルまたはメチレン炭素原子(H/Cl/Br/I原子が結合していない)を含むフッ素化合物

### 3. 管理化学物質

国内外での管理規制及び社会的責任に基づき弊社として管理すべきと判断した物質を選定します。  
なお、海外主要法令及び主要業界団体での管理規制については、アーティクルマネジメント推進協議会（JMPA）が運営しているchemSHERPA最新版で管理することにします。また、弊社独自の管理規制対象と定めます。（PRTR法、毒物劇物取締法、消防法、安衛法に関しては（SDS）安全データシート等にて情報伝達をするので、除外しています。）

#### 3.1 chemSHERPA

弊社では日本国内の製品含有化学物質管理情報伝達の標準ツールに係わる情勢よりchemSHERPA での情報伝達を原則とします。  
なお各ツールにつきましては最新版をアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営するホームページよりダウンロードして使用願います。

chemSHERPA

<https://chemsherpa.net/tool>

最新版 chemSHERPA 化学品データ作成支援ツール V2R1.00.0

公開：2024.09.19

#### 更新内容

管理対象基準ID	管理対象基準名	制定・改訂
LR01	(日本) 化審法 第一種特定化学物質	2024-03-12
LR02	(米国) 有害物質規制法（TSCA）使用禁止または制限物質（第6条）	40 CFR 763
LR03	(EU) ELV指令	2000/53/EC
LR04	(EU) RoHS指令 Annex II	(EU) 2015/863
LR05	(EU) POPs規則 Annex I	(EU) 2023/1608
LR06	(EU) REACH規則 Candidate List of SVHC for Authorisation（認可対象候補物質）およびAnnex XIV（認可対象物質）	C:2024-06-27, A:(EU)2022/586
LR07	(EU) REACH規則 Annex XVII（制限対象物質）	(EU) 2024/1328
LR08	(EU) 医療機器規則（MDR）Annex I 10.4 化学物質	CLP: (EU) 2024/197, SVHC: 2024-06-27, BPR:-
LR09	(中国) 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法	2016-07-01
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	2024 GADSL Reference List Version 1.0
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	IEC62474 D29.00
CD01	管理対象候補物質	-

### 3.2 弊社独自管理規制物質

#### 3.2.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

##### 3.2.1-1 第2種特定化学物質

化審法に基づき厚生労働省・経済産業省・環境省から告示されるが、告示は物質の改廃のみである。毎年4月頃に経済産業省よりその時点の全対象物質リストが公開される。

NITE 化学物質総合情報システム(化審法：第2種特定化学物質 2024年10月ダウンロード)

	物質名	指定日
1	トリクロロエチレン	平成元年 4月 1日
2	テトラクロロエチレン	
3	四塩化炭素	
4	トリフェニルスズ=N,N-ジメチルジチオカルバマート	平成2年 1月 6日
5	トリフェニルスズ=フルオリド	
6	トリフェニルスズ=アセタート	
7	トリフェニルスズ=クロリド	
8	トリフェニルスズ=ヒドロキシド	
9	トリフェニルスズ=脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が9、10又は11のものに限る。）	
10	トリフェニルスズ=クロロアセタート	
11	トリブチルスズ=メタクリラート	平成2年9月12日
12	ビス（トリブチルスズ）=フマラート	
13	トリブチルスズ=フルオリド	
14	ビス（トリブチルスズ）=2,3-ジプロモスクシナート	
15	トリブチルスズ=アセタート	
16	トリブチルスズ=ラウラート	
17	ビス（トリブチルスズ）=フタラート	
18	アルキル=アクリラート・メチル=メタクリラート・トリブチルスズ=メタクリラート共重合物（アルキル=アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。）	
19	トリブチルスズ=スルファマート	
20	ビス（トリブチルスズ）=マレアート	
21	トリブチルスズ=クロリド	
22	トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ=ナフテナート）	
23	トリブチルスズ=1,2,3,4,4a,4b,5,6,10,10a-デカヒドロー7-イソプロピル-1,4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ=ロジン塩）	

### 3.2.1-2 監視化学物質

NITE 化学物質総合情報システム (化審法：監視化学物質 2024年6月ダウンロード)

	化審法官報 整理番号	官報公示名称
1	1-436	酸化水銀 (I I)
2	3-430	1-tert-ブチル-3, 5-ジメチル-2, 4, 6-トリニトロベンゼン
3	3-2239	シクロドデカ-1, 5, 9-トリエン
4	3-2240	シクロドデカン
6	3-2341	1, 1-ビス (tert-ブチルジオキシ) -3, 3, 5-トリメチルシクロヘキサン
7	3-2572	テトラフェニルスズ
8	3-2855	1, 3, 5-トリプロモ-2- (2, 3-ジプロモ-2-メチルプロポキシ) ベンゼン
9	3-3371	O- (2, 4-ジクロロフェニル) =O-エチル=フェニルホスホノチオアート
10	3-3427	1, 3, 5-トリtert-ブチルベンゼン
11	4-18	ポリプロモビフェニル (臭素数が2から5のものに限る。)
12	4-67	ジベンテンダイマー又はその水素添加物
13	4-577	2-イソプロピルピシクロ [4. 4. 0] デカン又は3-イソプロピルピシクロ [4. 4. 0] デカン
14	4-821	2, 6-ジtert-ブチル-4-フェニルフェノール
15	4-961	ジイソプロピルナフタレン
16	4-961	トリーソプロピルナフタレン
18	5-3581 5-3605	2, 4-ジtert-ブチル-6- (5-クロロ-2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) フェノール
20	4-16	ジエチルビフェニル
21	4-41	水素化テルフェニル
22	4-638	ジベンジルトルエン
23	4-16	トリエチルビフェニル
24	5-256	N, N-ジシクロヘキシル-1, 3-ベンゾチアゾール-2-スルフェンアミド
25	5-3604	2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール
26	3-2835	2, 4-ジtert-ブチル-6- [ (2-ニトロフェニル) ジアゼニル] フェノール
27	3-3247	ペルフルオロ (1, 2-ジメチルシクロヘキサン)
28	4-39	2, 2', 6, 6'-テトラtert-ブチル-4, 4'-メチレンジフェノール
29	2-2658, 2-2659	ペルフルオロドデカン酸
30	2-2658, 2-2659	ペルフルオロトリデカン酸
31	2-2658	ペルフルオロテトラデカン酸
32	2-2658	ペルフルオロペンタデカン酸
33	2-2658	ペルフルオロヘキサデカン酸

34	2-2366	ペルフルオロヘプタン
35	2-2366	ペルフルオロオクタン
36	5-71	2, 2, 3, 3, 4, 4, 5-ヘプタフルオロ-5-(ペルフルオロプロチル) オキソラン又は2, 2, 3, 3, 4, 5, 5-ヘプタフルオロ-4-(ペルフルオロプロチル) オキソラン
37	3-540	4-sec-ブチル-2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール
38	4-1263, 5-5112	1, 4-ビス(イソプロピルアミノ)-9, 10-アントラキノン
39	6-1849	$\alpha$ -(ジフルオロメチル)- $\omega$ -(ジフルオロメトキシ)ポリ[オキシ(ジフルオロメチレン)/オキシ(テトラフルオロエチレン)](分子量が500以上700以下のものに限る。)
40	7-475	2, 2, 4, 4, 6, 6, 8, 8-オクタメチル-1, 3, 5, 7, 2, 4, 6, 8-テトラオキサテトラシロカン (別名オクタメチルシクロテトラシロキサン)
41	7-475	2, 2, 4, 4, 6, 6, 8, 8, 10, 10, 12, 12-ドデカメチル-1, 3, 5, 7, 9, 11-ヘキサオキサ-2, 4, 6, 8, 10, 12-ヘキサシラシクロドデカン(別名ドデカメチルシクロヘキサシロキサン)

### 3.2.1-3 優先評価化学物質

NITE化学物質総合情報システム

(化審法：優先化学物質 2024年6月 ダウンロードより)

	化審法官報整理番号	官報公示名称
1	1-172	二硫化炭素
2	1-374	ヒドラジン
3	2-6	n-ヘキサン
4	2-17	1, 3-ブタジエン
5	2-20	イソプレン
6	2-35	クロロメタン (別名塩化メチル)
8	2-37	クロロホルム
9	2-39	ブロモメタン (別名臭化メチル)
10	2-53	クロロエタン
11	2-54	1, 2-ジクロロエタン
15	2-129	メチルアミン
16	2-134	ジメチルアミン
17	2-186	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキッド
18	2-191	ニトロメタン
19	2-218	エチレンオキシド
22	2-275	エピクロロヒドリン
23	2-405	エチレングリコールモノメチルエーテル
24	2-410	2-(1-メチルエトキシ)エタノール
25	2-482	ホルムアルデヒド
26	2-485	アセトアルデヒド
27	2-680	N, N-ジメチルホルムアミド
28	2-728	酢酸ビニル
29	2-798	メチルニドデカノアート
31	2-987	アクリル酸メチル
32	2-988	アクリル酸エチル
34	2-1014	アクリルアミド
35	2-1025	メタクリル酸
36	2-1263	エチレンジアミン四酢酸
37	2-1276	ニトリロ三酢酸
38	2-1508	アセトニトリル
39	2-1513	アクリロニトリル
40	2-1733	チオ尿素
41	2-1820	テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)
42	2-1848	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'-エチレンビスチオカルバモイルチオ亜鉛 (別名ポリカーバメート)

43	2-2863	ヘキサメチレン=ジイソシアネート
45	3-1	ベンゼン
46	3-2,3-60	トルエン
47	3-4	スチレン
48	3-5,3-8	イソプロペニルベンゼン (別名 $\alpha$ -メチルスチレン)
49	3-7,3-3427	1, 2, 4-トリメチルベンゼン
50	3-28,3-60	エチルベンゼン
51	3-39,3-102	ベンジル=クロリド (別名塩化ベンジル)
52	3-41	o-ジクロロベンゼン
53	3-41	p-ジクロロベンゼン
54	3-105	アニリン
55	3-185	m-フェニレンジアミン
56	3-185	o-フェニレンジアミン
59	3-436	ニトロベンゼン
60	3-442	p-クロロニトロベンゼン
62	3-481	フェノール
64	3-540,9-1805	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール
65	3-543	ピロカテコール (別名カテコール)
66	3-1307	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
67	3-1328	テレフタル酸ジメチル
68	3-1334	テレフタル酸
69	3-1362	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物
70	3-4280	オクタデシルアミン (N-B) トリフェニルボラン
71	3-4392	[3-(2-エチルヘキシルオキシ) プロピルアミン] トリフェニルホウ素 (I I I)
74	4-118	メチレンビス (4, 1-フェニレン) =ジイソシアネート
75	4-123	4, 4'-(プロパン-2, 2-ジイル) ジフェノール (別名4, 4'-イソプロピリデンジフェノール又はビスフェノールA)
76	4-311	ナフタレン
77	4-634	ジシクロペンタジエン
80	5-839	1, 4-ジオキサソ
81	5-859	モルホリン
82	5-1097	$\epsilon$ -カプロラクタム
84	5-6271	ビス (2-スルフィドピリジン-1-オラト) 銅
85	5-6783	ジカリウム=ピペラジーン-1, 4-ビス (カルボジチオアート)
86	3-589,7-172	$\alpha$ -(ノニルフェニル)- $\omega$ -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (別名ポリ (オキシエチレン) =ノニルフェニルエーテル)
87	7-1279, 7-1283	4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの重縮合物 (別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂) (液状のものに限る。)
91	2-302,2-354	ジエタノールアミン
92	2-689	過酢酸
93	2-690	無水酢酸

94	2-984	アクリル酸
95	2-1146	クロロ酢酸ナトリウム
96	3-2233	シクロヘキサン
97	1-375	ヒドロキシルアミン
98	2-130	エチルアミン
102	2-207	イソプロピルアルコール
105	2-230	エチレングリコール
106	2-234	プロパン-1, 2-ジオール
107	2-301	2-アミノエタノール
108	2-308, 2-353	トリエタノールアミン
109	2-407, 2-2424, 7-97	2-ブトキシエタノール
110	2-422	2-(2-エトキシエトキシ)エタノール
112	2-510	グリオキサール
116	2-542	メチルイソブチルケトン
117	2-670	ギ酸
118	2-740	2-ブトキシエチルニセタート
119	2-1145	クロロ酢酸
122	2-1673	硫酸ジメチル
124	2-3049	1-ブタノール
125	3-3,3-60	キシレン
126	3-22	クメン
128	3-1389	安息香酸ベンジル
129	3-2214	1, 3-ジイソシアナト(メチル)ベンゼン
131	3-2376	シクロヘキサノン
132	3-2381,3-2389	3, 5, 5-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-オン
133	3-2387	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン
134	3-2667	3-(4-tert-ブチルフェニル)-2-メチルプロパナール
135	5-53	テトラヒドロフラン
136	5-113	N-メチル-2-ピロリドン
137	5-1044	1, 3, 5-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジナン-2, 4, 6-トリオン
138	5-2742	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名フルオレスセント-260)
139	5-3725,9-1110	(T-4)-ビス[2-(チオキソ-κS)-ピリジン-1(2H)-オラト-κO]亜鉛(II)
140	3-1884, 3-1906,3-1949	アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(アルキルは炭素数が10から14までの直鎖アルカンの基に限る。)
143	1-174	炭化ケイ素

144	1-242	二塩化ニッケル (I I)
145	1-284	三酸化クロム (V I)
146	1-393	ビス (スルファミン酸) ニッケル (I I)
147	1-693,1-648	二塩化酸化ジルコニウム
148	1-813	硫酸ニッケル (I I)
149	2-123	3-クロロプロペン (別名塩化アリル)
150	2-407, 2-2424,7-97	2-イソプトキシエタノール
151	2-759	アリル=ヘプタノアート
152	2-1277	2, 2', 2''-ニトリロ三酢酸のナトリウム塩
153	2-2509,2-2521	N- [3- (ジメチルアミノ) プロピル] ステアルアミド
156	3-499,4-57	クレゾール
157	3-503	4- (1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル) フェノール
159	5-1043	ナトリウム=3, 5-ジクロロ-2, 4, 6-トリオキソ-1, 3, 5-トリアジナン-1-イド (別名ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム)
160	5-6110	2-tert-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン
161	6-901	アクリル酸重合物のナトリウム塩
162	9-1741	コールタール
163	9-1744	コールタールピッチ
164	2-133,2-176, 2-185,8-310, 8-342	アルカン-1-アミン (C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン又は (9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン
165	2-176	N, N-ジメチルドデシルアミン
166	2-184,9-795, 9-1971	ヘキサデシル (トリメチル) アンモニウムの塩
167	2-184,9-1971	ジデシル (ジメチル) アンモニウムの塩
168	2-184,9-1971	ビス (アルキル (C=12, 14, 16, 18, 20、直鎖型)) (ジメチル) アンモニウムの塩
169	2-198	N, N-ジメチルアルカン-1-アミン=オキシド (C=10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-N, N-ジメチルオクタデカ-9-エン-1-アミン=オキシド又は (9Z, 12Z)-N, N-ジメチルオクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン=オキシド
170	2-217	デカン-1-オール
171	2-217,2-3704	アルカノール (C=10~16) (C=11~14のいずれかを含むものに限る。)
172	2-611,7-973	飽和脂肪酸 (C=8~18、直鎖型) のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸 (C=16~18、直鎖型) のナトリウム塩

173	2-814,2-827, 2-2503,7-87, 8-311	N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド又は(9Z, 12Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエンアミド
174	2-1290, 2-2707, 9-2027	[(3-アルカンアミド(C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)プロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート又は(Z)-{[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ}アセタート
175	2-1639, 2-2807, 9-2038	ナトリウム=アルケンスルホナート(C=14~16)又はナトリウム=ヒドロキシアルケンスルホナート(C=14~16)
177	1-417	水酸化ニッケル(II)
178	2-611,9-1677	飽和脂肪酸(C=8~18、直鎖型)のカリウム塩又は不飽和脂肪酸(C=18、直鎖型)のカリウム塩
179	2-1249	カリウム=ジエチルジチオカルバマート
180	2-1291,2-2709	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ)アセタート
182	2-2795	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド
184	3-326,2-2694	アルキル(C=12~16)(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩
185	3-1585	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート
186	4-613	カンフェン
187	5-683	4, 6, 6, 7, 8, 8-ヘキサメチル-1, 3, 4, 6, 7, 8-ヘキサヒドロシクロペンタ[ <i>g</i> ]イソクロメタン
188	7-97	$\alpha$ -アルキル(C=9~11)- $\omega$ -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(数平均分子量が1, 000未満のものに限る)
189	7-97	$\alpha$ -アルキル(C=12~15)- $\omega$ -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(数平均分子量が1, 000未満のものに限る)
190	2-141	トリエチルアミン
191	1-124	ホスゲン
192	1-158	シアンナトリウム
193	2-184,9-1971	トリメチル(オクタデシル)アンモニウム塩
196	2-759	アリル=ヘキサノアート
197	2-93	クロロジフルオロメタン
199	3-2657	2-ベンジリデンオクタナール
200	3-2694	ベンジル(ジメチル)(オクチル)アンモニウムの塩

201	3-7,3-3427	1, 3, 5-トリメチルベンゼン
203	3-543	ヒドロキノン
204	4-1911	1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を主成分(80%以上)とする、3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクター-1, 6-ジエンの反応生成物
205	5-1089	オキサシクロヘキサデカン-2-オン
206	5-1104,5-3880	1, 4-ジオキサシクロヘプタデカン-5, 17-ジオン
207	5-3560	3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナル
208	5-67,9-137	5-ヘプチルオキサラン-2-オン
209	9-1735	クレオソール油
212	2-10	2, 2, 4, 6, 6-ペンタメチルヘプタン
213	2-1620, 2-1623	ナトリウム=1, 4-ビス[(2-エチルヘキシル)オキシ]-1, 4-ジオキソブタン-2-スルホナート
214	2-1679	ナトリウム=アルキル(C=8~18)=スルファート
216	2-184	ジメチル[ビス(オクタデセン-1-イル)]アンモニウムの塩
217	2-2936,2-4162	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル)シホスホン酸又はそのカリウム塩若しくはナトリウム塩
218	2-68	モノ(又はポリ)クロロアルカン(C=14~17、直鎖型)
219	3-2522,3-2613, 3-3363	リン酸トリトリル
220	4-38,4-244	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン
221	5-6165	4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール3(2H)-オン
222	7-110,8-55	(アンヒドロ(又はジアンヒドロ)グルシトールとドデカン酸のモノエステル)と $\alpha$ -ヒドロ- $\omega$ -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)のモノ(又はポリ)エーテル
223	7-155	$\alpha$ -(アルキル(C=10~16))- $\omega$ -(スルホオキシ)ポリ[(オキシエチレン)(又はオキシエチレン/オキシ(メチルエチレン))]のオニウム塩又はナトリウム塩(繰り返し単位の繰り返し数の平均が1~4のものに限る。)
224	7-1951,7-1961	アジピン酸・N-(2-アミノエチル)(又はN, N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン・2-(クロロメチル)オキシラン重縮合物
225	7-872	$\alpha$ -(イソシアナトフェニル)- $\omega$ -(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]
226	8-118	{デンプンのポリ[2-ヒドロキシ-3-(トリメチルアンモニオ)プロピル]エーテル}の塩

227	9-1958	ナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型))(アルキル(C=12、分枝型)フェノキシ)ベンゼンスルホナート(又はナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型)フェノキシ)ベンゼンスルホナート又はナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型))(フェノキシ)ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型))[(アルキル(C=12、分枝型))(スルホナト)フェノキシ]ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型))(スルホナトフェノキシ)ベンゼンスルホナート)
228	2-73	1-プロモプロパン
229	2-184, 9-1971	N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩
230	2-611	カリウム＝2-エチルヘキサノアート
231	2-642, 2-766	3-ヒドロキシ-2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)プロピル=オクタデカノアート
232	3-2311, 3-2345, 3-2356	2-tert-ブチルシクロヘキシル=アセタート
233	5-31	フルフリルアルコール
234	6-898	アクリル酸重合体
235	7-114	ナトリウム＝ $\alpha$ -(カルボキシラトメチル)- $\omega$ -(ドデシルオキシ)ポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(繰返し単位の繰返し数は1から100までの整数とする。)
236	7-264	$\alpha$ -ヒドロ- $\omega$ -ドデカンアミドポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(繰返し単位の繰返し数は2から101までの整数とする。)
237	2-139, 2-143	トリオクチルアミン
238	2-176	N-メチルジデカン-1-イルアミン
239	2-184, 9-1971	N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩
240	2-413	1, 1'-オキシジ(プロパン-2-オール)
241	2-769, 2-2491	2-[(ドデカノイルオキシ)メチル]-2-エチルプロパン-1, 3-ジイル=ジ(ドデカノアート)
242	2-1291, 2-2709	[ジメチル(オクタデシル)アザニウムイル]アセタート
243	2-2607	N, N-ジエチル-N-メチル-2-[(2-メチルプロパン-2-エノイル)オキシ]エタン-1-アミニウムの塩
244	2-3231	エチル=水素=スルファート
245	3-1023	2, 2, 2-トリクロロ-1-フェニルエチル=アセタート
246	3-1730	エチル=2-フェニルプロパノアート
247	3-4307	ナトリウム=ドデカノイルオキシベンゼンスルホナート
248	4-658	3a, 4, 5, 6, 7, 7a-ヘキサヒドロ-1H-4, 7-メタノインデン-5-イル=アセタート
249	4-1952	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル
250	7-97	[\mathcal{A}- (アルキル(C=16~18))- $\omega$ -ヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)又は $\alpha$ - (アルケニル(C=16~18))- $\omega$ -ヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)](数平均分子量が1, 000未満のものに限る。)
251	9-1473	ナトリウム=1-オキソ-1 $\lambda$ (5)-ピリジン-2-チオラート
252	1-138	シアン化水素
253	3-1301	フタル酸ジエチル
254	3-4387	5-クロロ-2-(4-クロロフェノキシ)フェノール

255	4-95, 4-96, 4-275	4, 4' -ジアミノ-3, 3' -ジクロロジフェニルメタン (別名4, 4' -メチレンビス(2-クロロアニリン))
256	4-1715	ピシクロ [2, 2, 1] ヘプタン-2, 5 (又は2, 6) -ジイ ルニジアニドの混合物
257	-	ポリ (アザンジールカルボノイミドイリアザンジールカルボノイミドイ アザンジールヘキサ-1, 6-ジイル) のカチオン (窒素原子にプロトン が付加することにより生成したものに限る。) の塩※ ※ 整理番号7-1729 「ポリヘキサメチレンピグアニジン」の窒素原子にプロトンが付加すること により生成したカチオンの塩を示す。
258	2-1289, 2-1291, 2-2709	(N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミノウムイ) アセタート
259	2-1640	ナトリウム=アルカンシルホナート (C=10~18) 又はナトリウム=水素=アル カンジスルホナート (C=10~18) 又は二ナトリウム=アルカンジスルホナート (C=10~18)
260	2-3065	ナトリウム=1-メトキシ-1-オキソオクタデカン-2-スルホナート又はナトリ ウム=1-メトキシ-1-オキソヘキサデカン-2-スルホナート
261	2-4053	2- {ジメチル [3- (3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリ リデカフルオロオクタン-1-スルホンアミド) プロピル] アンモニオ} アセタート を主成分 (95%以上) とする、2- {ジメチル [3- (3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクタン-1-スルホンアミド) プ ロピル] アンモニオ} アセタートとN, N-ジメチル-3- (3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクタン-1-スルホンアミ ド) プロピルアミンの混合物
262	2-546・	ブタン-2-オン=オキシム
263	4-1977・	2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ [2, 2, 1] ヘプタンとフェノールの 1 : 1反応生成物を主成分 (60%以上) とする、2, 2-ジメチル-3-メチリデ ンピシクロ [2, 2, 1] ヘプタンとフェノールの反応生成物 (分子量が460以下 であるものに限る。)
264	2-1241,2-1747・	ジアゼンジカルボキシアミド
265	5-465	メチル= (1H-1, 3-ベンゾイミダゾール-2-イル) カルバマート (別名カル ベンダジム)
266	7-60・	$\alpha, \alpha'$ - [ (アルキル (C=8~18、直鎖型) アザンジイル) ジ (エタン-2, 1-ジイル) ] ビス [ $\omega$ -ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) ] (繰 り返し単位の繰り返し数は0以上の整数とする。)(数平均分子量が1, 000未満 のものに限る。)
267	7-72・	{2-ヒドロキシ-N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) -N-メチルエタン-1 -アミノウムと [飽和脂肪酸 (C=10~20、直鎖型) (又は不飽和脂肪酸 (C= 16~18、直鎖型) ) ] のエステル} の塩
268	2-1265	2, 2', 2'', 2''' - (エタン-1, 2-ジイルジニトリロ) 四酢酸のナト リウム塩
269	7-60	$\alpha, \alpha'$ - [ (アルキル (C=8~18、直鎖型) アザンジイル) ビス (エタン- 2, 1-ジイル (又はメチルエタン-2, 1-ジイル) ) ] ビス { $\omega$ -ヒドロキシポ リ [オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ (メチルエタン-1, 2-ジイル) ] } (繰り返し単位の繰り返し数は1以上の整数とする。)(数平均分子量が1, 000 未満であるものに限る。)

270	7-66	{2-ヒドロキシ-N-(2-ヒドロキシエチル)-N,N-ジメチルエタン-1-アミニウムと[飽和脂肪酸(C=10~18、直鎖型)(又は不飽和脂肪酸(C=18、直鎖型))]}のエステル}の塩又は{2-ヒドロキシ-N-(2-ヒドロキシプロピル)-N,N-ジメチルプロパン-1-アミニウムと[飽和脂肪酸(C=10~18、直鎖型)(又は不飽和脂肪酸(C=18、直鎖型))]}のエステル}の塩
271	7-97	$\alpha$ -(アルキル(C=6~18))- $\omega$ -ヒドロキシポリ[オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ(メチルエタン-1, 2-ジイル)](数平均分子量が1,000未満であるものに限る。)
272	7-97	$\alpha$ -ヒドロ- $\omega$ -[(3-メチルブタ-3-エン-1-イル)オキシ]ポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(繰り返し単位の繰り返し数は1以上の整数とする。)(数平均分子量が1,000未満であるものに限る。)
273	7-141	[ $\alpha$ -(アルカノイル(C=8~18、直鎖型))- $\omega$ -メトキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)又は $\alpha$ -(アルケノイル(C=8~18、直鎖型))- $\omega$ -メトキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)](繰り返し単位の繰り返し数は1以上の整数とする。)(数平均分子量が1,000未満であるものに限る。)
274	2-343	N, N, N-トリメチル-1-オキシラニルメタンアミニウムの塩
275	2-414	3-[(2-エチルヘキシル)オキシ]プロパン-1, 2-ジオール
276	2-422、7-97	2-(2-ブトキシエトキシ)エタン-1-オール(別名ジエチレングリコールモノブチルエーテル)
277	2-723	N, N-ジメチルアセトアミド
278	2-726	酢酸エチル
279	2-727	酢酸n-プロピル
280	2-1667、2-4305	3-(N, N-ジメチルドデカン-1-アミニウムイル)-2-ヒドロキシプロパン-1-スルホナートを主成分(80%以上)とする、亜硫酸水素ナトリウムと(クロロメチル)オキシランとN, N-ジメチルドデカン-1-アミンの反応生成物
281	2-2807、9-2038	カリウム=オクタデセンスルホナート又はカリウム=水素=オクタデセンジスルホナート又はカリウム=ヒドロキシオクタデカンスルホナート又は二カリウム=オクタデセンジスルホナート
282	2-2807、9-2038	カリウム=水素=ヘキサデセンジスルホナート又はカリウム=ヒドロキシヘキサデカンスルホナート又はカリウム=ヘキサデセンスルホナート又は二カリウム=ヘキサデセンジスルホナート
283	3-1736、3-1761	メチル=3-(3, 5-ジ-tert-ブチル-4-ヒドロキシフェニル)プロパノアート
284	3-2492	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート
285	5-3881	1, 4-ジオキサシクロヘキサデカン-5, 16-ジオン

### 3.2.2 水質汚濁防止法

#### 3.2.2-1 有害物質

水質汚濁防止法施行令（施行日：令和六年四月一日（令和五年政令第三百四号による改正））

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一	カドミウム及びその化合物
二	シアン化合物
三	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
四	鉛及びその化合物
五	六価クロム化合物
六	砒素及びその化合物
七	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
八	ポリ塩化ビフェニル
九	トリクロロエチレン
十	テトラクロロエチレン
十一	ジクロロメタン
十二	四塩化炭素
十三	1, 2-ジクロロエタン
十四	1, 1-ジクロロエチレン
十五	1, 2-ジクロロエチレン
十六	1, 1, 1-トリクロロエタン
十七	1, 1, 2-トリクロロエタン
十八	1, 3-ジクロロプロペン
十九	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
二十	2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）
二十一	S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
二十二	ベンゼン
二十三	セレン及びその化合物
二十四	ほう素及びその化合物
二十五	ふっ素及びその化合物
二十六	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
二十七	塩化ビニルモノマー
二十八	1, 4-ジオキサソ

#### 3.2.2-2 指定化学物質

水質汚濁防止法施行令（施行日：令和六年四月一日（令和五年政令第三百四号による改正））

第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一	ホルムアルデヒド
二	ヒドラジン
三	ヒドロキシルアミン
四	過酸化水素
五	塩化水素

六	水酸化ナトリウム
七	アクリロニトリル
八	水酸化カリウム
九	アクリルアミド
十	アクリル酸
十一	次亜塩素酸ナトリウム
十二	二硫化炭素
十三	酢酸エチル
十四	メチルターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）
十五	硫酸
十六	ホスゲン
十七	1, 2-ジクロロプロパン
十八	クロルスルホン酸
十九	塩化チオニル
二十	クロロホルム
二十一	硫酸ジメチル
二十二	クロルピクリン
二十三	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）
二十四	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）
二十五	トルエン
二十六	エピクロロヒドリン
二十七	スチレン
二十八	キシレン
二十九	パラ-ジクロロベンゼン
三十	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）
三十一	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド（別名プロピザミド）
三十二	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
三十三	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) （別名フェニトロチオン又はMEP）
三十四	チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）
三十五	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
三十六	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) （別名ダイアジノン）
三十七	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル) （別名イソキサチオン）
三十八	4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル （別名クロルニトロフェン又はCNP）
三十九	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) （別名クロルピリホス）
四十	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
四十一	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノ オキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）
四十二	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒ ドロ-4, 7-メタノー-1H-インデン（別名クロルデン）
四十三	臭素

四十四	アルミニウム及びその化合物
四十五	ニッケル及びその化合物
四十六	モリブデン及びその化合物
四十七	アンチモン及びその化合物
四十八	塩素酸及びその塩
四十九	臭素酸及びその塩
五十	クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
五十一	マンガン及びその化合物
五十二	鉄及びその化合物
五十三	銅及びその化合物
五十四	亜鉛及びその化合物
五十五	フェノール類及びその塩類
五十六	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 1 3. 7] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
五十七	アニリン
五十八	ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩
五十九	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びその塩
六十	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

### 3.2.2-3 油

水質汚濁防止法施行令（施行日：令和六年四月一日（令和五年政令第三百四号による改正））

第三条の四 法第二条第五項の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

一	原油
二	重油
三	潤滑油
四	軽油
五	灯油
六	揮発油
七	動植物油

### 3.2.3 大気汚染防止法 有害物質 特定物質 揮発性有機化合物

大気汚染防止法（施行日：令和四年六月十七日（令和四年法律第六十八号による改正））

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

三 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第一号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの

第二条 4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。

第二条 8 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう

第二条 13 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。

第二条 16 この法律において「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの（ばい煙（第一項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）、特定粉じん及び水銀等を除く。）をいう。

第二条 17 この法律において「自動車排出ガス」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち環境省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車のうち環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

第五条の二 都道府県知事は、工場又は事業場が集合している地域で、第三条第一項若しくは第三項又は第四条第一項の排出基準のみによつては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準（次条第一項第三号において「大気環境基準」という。）の確保が困難であると認められる地域としていおう酸化物その他の政令で定めるばい煙（以下「指定ばい煙」という。）ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）にあつては、当該指定地域において当該指定ばい煙を排出する工場又は事業場で環境省令で定める基準に従い都道府県知事が定める規模以上のもの（以下「特定工場等」という。）において発生する当該指定ばい煙について、指定ばい煙総量削減計画を作成し、これに基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

第十七条 ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「特定物質」という。）を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。）を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

附則 9 環境大臣は、当分の間、有害大気汚染物質による大気汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので政令で定めるもの（以下「指定物質」という。）を大気中に排出し、又は飛散させる施設（工場又は事業場に設置されるものに限る。）で政令で定めるもの（以下「指定物質排出施設」とい

う。)について、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに排出又は飛散の抑制に関する基準(以下「指定物質抑制基準」という。)を定め、これを公表するものとする。

大気汚染防止法施行令(施行日: 令和四年十月一日(令和三年政令第二百七十五号による改正))

第一条 第一項 大気汚染防止法(以下「法」という。)第二条第一項第三号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

第二条の二 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

第二条の四 法第二条第八項の政令で定める物質は、石綿とする。

第四条 法第二条第十七項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

第十条 法第十七条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

附則 第三項 3 法附則第九項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

中央環境審議会大気環境部会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について

(第九次答申)」(平成22年10月15日)

<https://www.env.go.jp/press/13040.html>

分類	政令番号	政令名称
ばい煙(いおう酸化物)	法第2条第1項第1号	燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
ばい煙(ばいじん)	法第2条第1項第2号	燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
ばい煙(有害物質)	法第2条第1項第3号	物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第1号に掲げるものを除く。)で政令で定めるもの
ばい煙(有害物質)	政令第1条第1号	カドミウム及びその化合物
ばい煙(有害物質)	政令第1条第2号	塩素及び塩化水素
ばい煙(有害物質)	政令第1条第3号	弗素、弗化水素及び弗化珪素
ばい煙(有害物質)	政令第1条第4号	鉛及びその化合物
ばい煙(有害物質)	政令第1条第5号	窒素酸化物
指定ばい煙	政令第7条の2	硫酸酸化物及び窒素酸化物
揮発性有機化合物(VOC)	法第2条第4項	大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)
揮発性有機化合物(VOC)から除く物質	政令第2条の2第1号	メタン
揮発性有機化合物(VOC)から除く物質	政令第2条の2第2号	クロロジフルオロメタン(別名: HCFC-22)

揮発性有機化合物(VOC)から除く物質	政令第2条の2第3号	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名:HCFC-124)
揮発性有機化合物(VOC)から除く物質	政令第2条の2第4号	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名:HCFC-141b)
揮発性有機化合物(VOC)から除く物質	政令第2条の2第5号	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名:HCFC-142b)
揮発性有機化合物(VOC)から除く物質	政令第2条の2第6号	3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン(別名:HCFC-225ca)
揮発性有機化合物(VOC)から除く物質	政令第2条の2第7号	1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(別名:HCFC-225cb)
揮発性有機化合物(VOC)から除く物質	政令第2条の2第8号	1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン(別名:HFC-43-10mee)
粉じん	法第2条第7項	物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質
特定粉じん	政令第2条の4	石綿
一般粉じん	法第2条第8項	粉じんのうち、特定粉じん以外の粉じん
水銀等	法第2条第13項	水銀及びその化合物
自動車排出ガス	政令第4条第1号	一酸化炭素
自動車排出ガス	政令第4条第2号	炭化水素
自動車排出ガス	政令第4条第3号	鉛化合物
自動車排出ガス	政令第4条第4号	窒素酸化物
自動車排出ガス	政令第4条第5号	粒子状物質
特定物質	政令第4条第1号	アンモニア
特定物質	政令第4条第2号	弗化水素
特定物質	政令第4条第3号	シアン化水素
特定物質	政令第4条第4号	一酸化炭素
特定物質	政令第4条第5号	ホルムアルデヒド
特定物質	政令第4条第6号	メタノール
特定物質	政令第4条第7号	硫化水素
特定物質	政令第4条第8号	燐化水素
特定物質	政令第4条第9号	塩化水素
特定物質	政令第4条第10号	二酸化窒素
特定物質	政令第4条第11号	アクロレイン
特定物質	政令第4条第12号	二酸化硫黄
特定物質	政令第4条第13号	塩素
特定物質	政令第4条第14号	二硫化炭素
特定物質	政令第4条第15号	ベンゼン
特定物質	政令第4条第16号	ピリジン
特定物質	政令第4条第17号	フェノール

特定物質	政令第4 条第18 号	硫酸（三酸化硫黄を含む。）
特定物質	政令第4 条第19 号	弗化珪素
特定物質	政令第4 条第20 号	ホスゲン
特定物質	政令第4 条第21 号	二酸化セレン
特定物質	政令第4 条第22 号	クロルスルホン酸
特定物質	政令第4 条第23 号	黄磷
特定物質	政令第4 条第24 号	三塩化磷
特定物質	政令第4 条第25 号	臭素
特定物質	政令第4 条第26 号	ニッケルカルボニル
特定物質	政令第4 条第27 号	五塩化磷
特定物質	政令第4 条第28 号	メルカプタン
有害大気汚染物質	法第2 条第16 項	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙（法第一項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）、特定粉じん及び水銀等を除く。）
有害大気汚染物質 （指定物質）	政令附則第3 項第1号	ベンゼン
有害大気汚染物質 （指定物質）	政令附則第3 項第2号	トリクロロエチレン
有害大気汚染物質 （指定物質）	政令附則第3 項第3号	テトラクロロエチレン
有害大気汚染物質に 該当する可能性がある 物質	中環審第9 次答申 （別表1）の1	亜鉛及びその化合物
有害大気汚染物質に 該当する可能性がある 物質	中環審第9 次答申 （別表1）の2	アクリルアミド
有害大気汚染物質に 該当する可能性がある 物質	中環審第9 次答申 （別表1）の3	アクリル酸エチル
有害大気汚染物質に 該当する可能性がある 物質	中環審第9 次答申 （別表1）の4	アクリル酸2-ヒドロキシエチル
有害大気汚染物質に 該当する可能性がある 物質	中環審第9 次答申 （別表1）の5	アクリル酸メチル
有害大気汚染物質に 該当する可能性がある 物質	中環審第9 次答申 （別表1）の6	アクリロニトリル
有害大気汚染物質に 該当する可能性がある 物質	中環審第9 次答申 （別表1）の7	アクロレイン
有害大気汚染物質に 該当する可能性がある 物質	中環審第9 次答申 （別表1）の8	アセトアルデヒド

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の9	アセトニトリル
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の10	o-アニジジン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の11	アニリン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の12	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール(別名: アミトロール)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の13	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の14	アンチモン及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の15	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の16	イソブチルアルデヒド
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の17	イソプレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の18	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール(別名: ビスフェノールA)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の19	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名: フェナミホス)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の20	イソプロペニルベンゼン(別名: $\alpha$ -メチルスチレン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の21	インジウム及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の22	インデノ[1, 2, 3-cd]ピレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の23	2-エチルヘキサン酸

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の24	エチルベンゼン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の25	エチレンイミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の26	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名:酢酸2-エトキシエチル)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の27	エチレンジアミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の28	エチレンジアミン四酢酸
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の29	2-エトキシエタノール(別名:エチレングリコールモノエチルエーテル)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の30	エピクロロヒドリン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の31	1, 2-エポキシブタン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の32	2, 3-エポキシ-1-プロパノール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の33	2, 3-エポキシプロピルフェニルエーテル
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の34	塩化アリル(別名:3-クロロプロペン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の35	塩化第二鉄
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の36	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の37	塩化ビニルモノマー(別名:クロロエチレン、塩化ビニル)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の38	塩化ベンジル(別名:ベンジルクロリド)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の39	塩化メチル(別名:クロロメタン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の40	1-オクタノール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の41	カテコール(別名:ピロカテコール)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の42	$\epsilon$ -カプロラクタム
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の43	キシレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の44	キノリン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の45	銀及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の46	グリオキサール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の47	クリセン(別名:ベンゾ[a]フェナントレン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の48	グルタルアルデヒド
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の49	クロム及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の50	クロロアニリン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の51	クロロ酢酸
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の52	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の53	クロロジプロモメタン(別名:ジプロモクロロメタン)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の54	p-クロロニトロベンゼン(別名:p-ニトロクロロベンゼン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の55	(RS)-1-p-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名:テブコナゾール)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の56	2-クロロプロピオン酸
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の57	クロロベンゼン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の58	クロロホルム
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の59	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の60	コバルト及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の61	酢酸ビニル
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の62	酢酸2-メトキシエチル(別名:エチレンジグリコールモノメチルエーテルアセテート)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の63	酸化エチレン(別名:エチレンオキッド)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の64	酸化プロピレン(別名:1,2-エポキシプロパン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の65	シアナミド
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の66	2,4-ジアミノアニソール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の67	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の68	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の69	2-(ジエチルアミノ)エタノール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の70	四塩化炭素
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の71	1,4-ジオキサン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の72	1,3-ジオキサラン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の73	シクロヘキシルアミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の74	1,2-ジクロロエタン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の75	1,1-ジクロロエチレン(別名:塩化ビニリデン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の76	cis-1,2-ジクロロエチレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の77	trans-1,2-ジクロロエチレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の78	ジクロロ酢酸
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の79	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の80	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の81	1,2-ジクロロプロパン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の82	ジクロロプロモメタン(別名:プロモジクロロメタン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の83	o-ジクロロベンゼン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の84	p-ジクロロベンゼン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の85	ジクロロメタン(別名:塩化メチレン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の86	ジニトロトルエン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の87	1,6-ジニトロピレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の88	1,8-ジニトロピレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の89	ジビニルベンゼン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の90	ジベンゾ[a, h]アクリジン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の91	ジベンゾ[a, j]アクリジン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の92	ジベンゾ[a, h]アントラセン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の93	7H-ジベンゾ[c, g]カルバゾール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の94	ジベンゾ[a, e]ピレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の95	ジベンゾ[a, h]ピレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の96	ジベンゾ[a, i]ピレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の97	ジベンゾ[a, l]ピレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の98	N, N-ジメチルアセトアミド

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の99	2, 6-ジメチルアニリン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の100	ジメチルアミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の101	ジメチルジスルフィド
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の102	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名: トリクロルホン又はDEP)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の103	1, 1-ジメチルヒドラジン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の104	3, 3'-ジメチルピフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の105	N, N-ジメチルホルムアミド
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の106	臭素化ピフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の107	臭素酸の水溶性塩
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の108	水銀及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の109	水素化テルフェニル
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の110	有機スズ化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の111	スチレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の112	セレン及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の113	ダイオキシン類

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の114	タリウム及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の115	チオ尿素
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の116	チオフェノール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の117	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名: ダイアジノン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の118	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名: フェニトロチオン又はMEP)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の119	デカプロモジフェニルエーテル
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の120	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 13. 7] デカン (別名: ヘキサメチレンテトラミン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の121	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の122	テトラクロロエチレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の123	2, 3, 5, 6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の124	テトラヒドロメチル無水フタル酸
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の125	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名: チウラム又はチラム)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の126	テレフタル酸
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の127	テレフタル酸ジメチル
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の128	銅及びその化合物

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の129	トリエチルアミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の130	トリエチレンテトラミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の131	1, 1, 2-トリクロロエタン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の132	トリクロロエチレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の133	トリクロロ酢酸
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の134	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の135	2, 4, 6-トリクロロフェノール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の136	1, 2, 3-トリクロロプロパン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の137	1, 2, 4-トリクロロベンゼン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の138	o-トリジン (別名: 3, 3'-ジメチルベンジジン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の139	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の140	トルイジン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の141	トルエン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の142	トルエンジアミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の143	ジイソシアネート (別名: トリレンジイソシアネート)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の144	ナフタレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の145	1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の146	二塩化酸化ジルコニウム
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の147	二臭化エチレン(別名: 1, 2-ジブromoエタン又はEDB)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の148	ニッケル及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の149	o-ニトロアニソール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の150	o-ニトロアニリン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の151	N-ニトロソジエチルアミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の152	N-ニトロソジ-n-ブチルアミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の153	N-ニトロソジ-n-プロピルアミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の154	N-ニトロソジメチルアミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の155	N-ニトロソ-N-メチル尿素
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の156	N-ニトロソホルリン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の157	o-ニトロトルエン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の158	1-ニトロピレン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の159	3-ニトロフルオランテン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の160	2-ニトロフルオレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の161	3-ニトロベンズアントロン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の162	ニトロベンゼン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の163	ニトロメタン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の164	二硫化炭素
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の165	ノニルフェノール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の166	バナジウム及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の167	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアソ)-4'-メトキシアセトアニリド
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の168	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の169	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名:ジラム)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の170	ヒ素及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の171	ヒドラジン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の172	ヒドロキノン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の173	4-ビニル-1-シクロヘキセン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の174	2-ビニルピリジン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の175	N-ビニル-2-ピロリドン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の176	ビフェニル
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の177	ピペラジン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の178	ピリジン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の179	ピレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の180	フェニルヒドラジン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の181	2-フェニルフェノール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の182	N-フェニルマレイミド
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の183	フェニレンジアミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の184	p-フェネチジン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の185	フェノール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の186	1, 3-ブタジエン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の187	フタル酸ジアリル
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の188	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (別名: フタル酸ビス(2-エチルヘキシル))

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の189	フタル酸ジブチル(別名:フタル酸ジ-n-ブチル)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の190	フタル酸n-ブチル=ベンジル
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の191	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の192	ブチルヒドロキシアニソール(別名:BHA)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の193	t e r t -ブチル=ヒドロペルオキシド
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の194	フッ化物(水溶性無機化合物に限る)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の195	2-ブテナール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の196	フラン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の197	フルオランテン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の198	フルオレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の199	2-プロピン-1-オール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の200	1-ブロモプロパン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の201	2-ブロモプロパン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の202	ブロモホルム(別名:トリブロモメタン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の203	ブロモメタン(別名:臭化メチル)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の204	ヘキサメチレンジアミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の205	ヘキサメチレンジアミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の206	ヘキサメチレン=ジイソシアネート
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の207	ヘキサン(別名:n-ヘキサン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の208	ベリリウム及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の209	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の210	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名:PFOS)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の211	ベンゼン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の212	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の213	ベンゾ[a]アントラセン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の214	ベンゾトリクロライド (別名:ベンジリジン=トリクロリド)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の215	ベンゾ[a]ピレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の216	ベンゾ[e]ピレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の217	ベンゾ[b]フルオランテン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の218	ベンゾ[j]フルオランテン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の219	ベンゾ [k] フルオランテン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の220	ペンタクロロベンゼン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の221	ほう素化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の222	ポリ塩化ナフタレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の223	ポリ塩素化ビフェニル (別名: PCB、ポリ塩化ビフェニル)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の224	ホルムアルデヒド
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の225	マンガン及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の226	無水マレイン酸
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の227	メタクリル酸
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の228	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の229	メタクリル酸メチル
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の230	N-メチルアニリン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の231	メチルアミン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の232	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル (別名: カルバリル又はNAC)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申 (別表1)の233	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル (別名: フェノカルブ又はBPMC)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の234	3-メチルチオプロパナール
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の235	1-メチルナフタレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の236	2-メチルナフタレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の237	4, 4'-メチレンジアニリン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の238	4, 4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)(別名: 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の239	メチレンビス(4, 1-シクロヘキシレン)ニジイソシアネート
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の240	メチレンビス(4-フェニルイソシアネート)(別名: メチレンビス(4, 1-フェニレン)ニジイソシアネート)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の241	2-メトキシエタノール(別名: エチレングリコールモノメチルエーテル)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の242	2-メルカプトイミダゾリン(別名: エチレンチオウレア、2-イミダゾリジンチオン)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の243	モリブデン及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の244	モルホリン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の245	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル(別名: ジクロロボス又はDDVP)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の246	リン酸トリス(クロロエチル)(別名: りん酸トリス(2-クロロエチル))
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の247	リン酸トリス(2, 3-ジブロモプロピル)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9次答申(別表1)の248	りん酸トリトリル

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の1	アクリロニトリル
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の2	アセトアルデヒド
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の3	塩化ビニルモノマー（別名：クロロエチレン、塩化ビニル）
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の4	塩化メチル（別名：クロロメタン）
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の5	クロム及び三価クロム化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の6	六価クロム化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の7	クロロホルム
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の8	酸化エチレン（別名：エチレンオキシド）
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の9	1, 2-ジクロロエタン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の10	ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の11	水銀及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の12	ダイオキシン類

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の13	テトラクロロエチレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の14	トリクロロエチレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の15	トルエン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の16	ニッケル化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の17	ヒ素及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の18	1, 3-ブタジエン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の19	ベリリウム及びその化合物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の20	ベンゼン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の21	ベンゾ [a] ピレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の22	ホルムアルデヒド
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9次答申（別表2）の23	マンガン及びその化合物

大気汚染防止法では規制対象物質の名称を限定列挙せず、多種多様な物質を揮発性有機化合物（VOC）として包括的に指定しています。

揮発性有機化合物（VOC）に該当する主な物質

（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（通知） 環境省環境管理局长

環管大発第 050617001 号 平成17年6月17日）

<https://www.env.go.jp/air/osen/voc/seido/060.pdf>

なお上記の通知では各物質のCAS 番号が付されていないので、下記手引きを引用します。

VOC 排出抑制の手引き 一自主的取組の普及・促進に向けて一 参考資料（第3版）

平成22年10月、経済産業省・社団法人 産業環境管理協会）

[https://www.kansai.meti.go.jp/3-6kankyo/VOC/VOC-tebiki-sankou\\_22fy.pdf](https://www.kansai.meti.go.jp/3-6kankyo/VOC/VOC-tebiki-sankou_22fy.pdf)

（平成12年度における排出量推計結果に基づき排出量の多い順に配列）

順位	物質名	CAS RN
1	トルエン	108-88-3
2	キシレン	1330-20-7
3	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	108-67-8
4	酢酸エチル	141-78-6
5	デカン	124-18-5
6	メチルアルコール	67-56-1
7	ジクロロメタン	75-09-2
8	メチルエチルケトン	78-93-3
9	n-ブタン	106-97-8
10	イソブタン	75-28-5
11	トリクロロエチレン	79-01-6
12	イソプロピルアルコール	67-30-0
13	酢酸ブチル	123-86-4
14	アセトン	67-64-1
15	メチルイソブチルケトン	108-10-1
16	ブチルセロソルブ (2-Butoxyethanol, 2-tert-Butoxyethanol)	111-76-2 7580-85-0
17	n-ヘキサン	110-54-3
18	n-ブタノール	78-92-2
19	n-ペンタン	109-66-0
20	c i s - 2 - ブテン	107-01-7
21	イソブタノール	78-83-1

22	プロピレングリコールモノメチルエーテル	107-98-2
23	テトラクロロエチレン	127-18-4
24	シクロヘキサン	110-82-7
25	酢酸プロピレン	109-60-4
26	trans-2-ブテン	624-64-6
27	エチルセロソルブ	110-80-5
28	ウンデカン	1120-21-4
29	ノナン	111-84-2
30	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	108-65-6
31	2-メチルペンタン	107-83-5
32	エチレングリコール	107-21-1
33	2-メチル-2-ブテン	513-35-9
34	エチルシクロヘキサン	1678-91-7
35	テトラリン	119-64-2
36	メチルアルミケトン	110-43-0
37	メチルn-ブチルケトン	591-78-6
38	クロロメタン	74-87-3
39	ベンジルアルコール	100-51-6
40	シクロペンタン	120-92-3
41	2-メチル-1-ブテン	563-46-2
42	n-ヘプタン	142-82-5
43	ビスシクロヘキシル	92-51-3
44	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2
45	trans-2-ペンテン	646-04-8
46	cis-2-ペンテン	627-20-3
47	スチレン	100-42-5
48	n-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
49	エチルセロソルブアセテート	111-15-9
50	ベンゼン	71-43-2
51	イソホロン	78-59-1
52	シクロヘキサノン	108-94-1
53	エタノール	64-17-5
54	メチルシクロペンタン	96-37-7
55	酢酸ビニル	108-05-4
56	3-メチルヘキサン	589-34-4
57	2,3-ジメチルブタン	79-29-8
58	2,2-ジメチルブタン	75-83-2
59	メチルシクロヘキサン	108-87-2
60	イソプロピルセロソルブ	109-59-1
61	1,2-ジクロロエタン	107-06-2
62	塩化ビニルモノマー	75-01-4
63	テトラフルオロエチレン	116-14-3

64	エチルベンゼン	100-41-4
65	クメン	98-82-8
66	クロロエタン	75-00-3
67	トリクロロエタン	71-55-6
68	アクリルニトリル	107-13-1
69	テトラヒドロフラン	109-99-9
70	エチレングリコールモノメチルエーテル	109-86-4
71	n-プロピルプロマイド	106-94-5
72	メタクリル酸メチル	80-62-6
73	1,3-ブタジエン	106-99-0
74	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4
75	2,4-ジメチルペンタン	142-82-5
76	酸化プロピレン	75-56-9
77	クロロホルム	67-66-3
78	臭化メチル	74-83-9
79	ジベンテン	7705-14-8
80	1-ヘプテン	592-76-7
81	1,4-ジオキサン	123-91-1
82	アセトニトリ	75-05-8
83	塩化アリル	107-05-1
84	アクリル酸	79-10-7
85	イソブレン	78-79-5
86	アセトアルデヒド	75-07-0
87	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5
88	メチルセロソルブアセテート	110-49-6
89	エチレンオキシド	75-21-8
90	o-ジクロロベンゼン	95-50-1
91	クロロベンゼン	108-90-7
92	ギ酸メチル	107-31-3
93	トリエチルアミン	121-44-8
94	3-メチルヘプタン	589-81-1
95	フェノール	108-95-2
96	ナフタレン	90-30-2
97	アクリル酸メチル	96-33-3
98	シクロヘキシルアミン	108-91-8
99	ホルムアルデヒド	50-00-0
100	エピクロロヒドリン	106-89-8

### 3.2.4 土壤汚染対策法 特定有害物質

#### 3.2.4-1 特定有害物質

土壤汚染対策法（施行日：令和四年六月十七日（令和四年法律六十八号による改正））

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

土壤汚染対策法施行令（施行日：令和六年四月一日（令和五年政令第三百四号による改正））

一	カドミウム及びその化合物	第二種特定有害物質
二	六価クロム化合物 第二種特定有害物質	第二種特定有害物質
三	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	第一種特定有害物質
四	2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-1, 3, 5-トリアジン（別名シマジン又はCAT）	第三種特定有害物質
五	シアン化合物	第二種特定有害物質
六	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）	第三種特定有害物質
七	四塩化炭素 第一種特定有害物質	第一種特定有害物質
八	1, 2-ジクロロエタン	第一種特定有害物質
九	1, 1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	第一種特定有害物質
十	1, 2-ジクロロエチレン	第一種特定有害物質
十一	1, 3-ジクロロプロペン（別名D-D）	第一種特定有害物質
十二	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	第一種特定有害物質
十三	水銀及びその化合物	第二種特定有害物質
十四	セレン及びその化合物	第二種特定有害物質
十五	テトラクロロエチレン	第一種特定有害物質
十六	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	第三種特定有害物質
十七	1, 1, 1-トリクロロエタン	第一種特定有害物質
十八	1, 1, 2-トリクロロエタン	第一種特定有害物質
十九	トリクロロエチレン	第一種特定有害物質
二十	鉛及びその化合物	第二種特定有害物質
二十一	砒素及びその化合物	第二種特定有害物質
二十二	ふっ素及びその化合物	第二種特定有害物質
二十三	ベンゼン	第一種特定有害物質
二十四	ほう素及びその化合物	第二種特定有害物質
二十五	ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）	第三種特定有害物質
二十六	有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）	第三種特定有害物質

### 3.2.5 紛争鉱物（コンフリクトミネラル）

#### 米国の金融規制改革法（ドッド・フランク法）

2010年7月に成立した金融規制改革法（ドッド・フランク法）1502条は、コンゴ民主共和国（DRC）及びアンゴラやザンビアなどの周辺諸国で採掘された4種の鉱物資源のすず、タンタル、タングステン、金に対して規制をかけました。これら4種の鉱物資源は、英単語の頭文字を取って「3TG」と呼ばれます。同法のもとでは、上場企業は、これらを使用した製品を製造、委託製造しているか否かについて、米国証券取引委員会（SEC）に報告し、かつホームページで開示することが義務付けられています。そのため、サプライチェーンを辿ってDRCから紛争鉱物を購入していないことを確認する必要があります。紛争に関与していないことが示されれば、「DRCコンフリクト・フリー」と認められる。

1	金
2	タンタル
3	タングステン
4	錫

また、弊社では責任ある鉱物調達の観点により、以下の物質についても「金、タンタル、タングステン酸、錫」と同等の管理をお願いしています。

1	物質名
2	コバルト
3	雲母（マイカ）

※「雲母」を含有する際は、天然雲母であるか合成雲母であるかの特定をお願いします。

### 3.2.6 SVHC改訂候補、新規追加物質

(chemSHERPA 未収載)

31st SVHC, 1 substances (2024/06/27)

Name	EC Number	CAS RN®
Bis( $\alpha, \alpha$ -dimethylbenzyl) peroxide	201-279-3	80-43-3

改訂	期日	内容
0	2021.04.16	
1	2022.10.01	<p>物質リスト更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 最新法令を確認し、各法令の最終更新日の記載を変更しました。</li> <li>• chemSHERPA 新バージョン発表を受け最新バージョンに更新しました。</li> <li>• 監視化学物質、優先評価化学物質を 2022 年 4 月 1 日現在に更新しました。</li> <li>• 揮発性有機化合物 ” 16 ブチルセロソルブ ” の CAS RN®を修正しました。</li> </ul>
2	2023.10.01	<p>物質リスト更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 新たに削減化学物質を1つ設定しました</li> <li>• chemSHERPA は、最新版をホームページよりダウンロードする記載に変更しました。</li> <li>• 弊社独自自主管理規制物質に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第二種特定化学物質を追加しました。</li> <li>• 監視化学物質、優先評価化学物質を 2023 年 4 月 1 日現在に更新しました。</li> <li>• 最新法令を確認し、各法令の最終更新日の記載を変更しました。</li> <li>• 水質汚濁防止法施行令改正により新たに指定物質となった 4 物質を追加しました。</li> </ul> <p>また、油も管理対象としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 土壤汚染対策法施行令で指定された特定有害物質を新たに管理対象物質として設定しました。</li> </ul>
3	2024.10.01	<p>物質リスト更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 化審法一特として新たに追加されたPFHxS 及びその塩を禁止対象としました。</li> <li>• 第二種特定化学物質のリストの見直しをしました。</li> <li>• 揮発性有機化合物 (VOC) を大気汚染防止法で整理し、VOC以外の物質も管理対象としました。</li> <li>• 最新法令を確認し、各法令の最終更新日の記載を変更しました。</li> <li>• 監視化学物質、優先評価化学物質を2024 年4 月1 日現在に更新しました。</li> <li>• SVHC改訂候補、新規追加物質</li> </ul>